

令和 6 年度 第 9 回精華町立体育館・コミュニティーセンター  
及び町内体育施設指定管理者連絡調整会議 議事摘録

■日時

令和 6 年 1 2 月 1 6 日（月）午後 1 時 3 0 分から午後 3 時 0 0 分まで

■場所

むくのきセンター 第 2 会議室

■出席者

精華町スポーツ協会（SP） 山下事務局長、西田事務局次長、吉田主任

三幸（株）（SK） 小川係長

精華町教育委員会

教育部生涯学習課（SS） 小笠原課長、吉岡課長補佐、藤田主査  
仲村会計年度任用職員

■内容 進行：小笠原課長

1 開会

2 議題

（1）指定管理者より

①令和 6 年 1 1 月の実績報告について

- 令和 6 年 1 1 月の各施設の利用件数、利用人数・利用料金収入状況、文化スポーツ事業の実施状況、施設使用率について報告。（SP）

②施設維持管理について

- 令和 6 年 1 1 月の維持管理結果を報告。  
設備巡回点検、エレベータ保守管理、自動ドア保守点検、空調設備保守点検の結果、空調設備不具合等（各系統にて経過観察、部品交換推奨、運転不可）あり。（SK）  
※運転不可箇所については、現在空調未使用部（展示コーナー含む）

③令和 7 年度休館日について

- 資料 6 のとおり令和 7 年度休館日予定を提示。（SP）

- ・ 休館日については、精華町立体育館・コミュニティーセンター管理運営規則第10条4項のとおり管理運営上必要なものとなるよう整理し、申請すること。（SS）

④スポーツ協会LINE公式アカウントの運用について

- ・ 資料7のとおり年度計画書にて計画していたLINE公式アカウントの運用開始を1月広報詩で周知予定。  
これまでのHPやSNS等の広報に併せて、LINEを用いたプッシュ型の通知により、利用者拡大を図る。  
自主事業やトレーニング室等の利用に係るクーポンの配布も検討。  
（SP）

- ・ クーポンについては、精華町立体育館・コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例第12条第2項のとおり町の承認が必要となるので、申請が必要。（SS）

（2）精華町教育委員会より

①令和6年度指定管理事業における収支の見込みについて

- ・ 令和6年度指定管理事業における収支の見込みを示されたい。（SS）
- ・ 12月末時点の収支を基に今年度収支の見通しを示す予定。（SP）

②令和7年度指定管理事業における事業計画について

- ・ 令和7年度指定管理事業における事業計画を示されたい。（SS）
- ・ 2月に事業計画案を示す予定。（SP）

3 連絡・報告事項

- ・ 会議室の稼働率向上を目的に、卓球等の軽運動が利用可能となるよう用途変更を検討（SP）
- ・ トレーニング室の機器について、前回機器更新から約10年が経過し、次期更新に向けて調達方式（リース等）等を検討する必要がある（SP）
- ・ 自主事業の申込システムの導入準備を進めている。令和7年度から運用開始予定。（SP）

4 閉会

- ▶ 次回  
令和7年1月23日（木）午後1時30分から